処　分　基　準

令和３年９月８日作成

法　　令　　名：自動車の保管場所の確保等に関する法律	
根　拠　条　項：第９条第１項	
処 分 の 概 要：自動車の運行供用制限	
原権者（委任先）：福井県公安委員会	
法 令 の 定 め： ○　自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第１条（保管場所の要件）	
処　分　基　準： 自動車の保管場所の確保等に関する法律第９条第１項に規定する命令は、道路上の場所以外の場所に保管場所が確保されていると認められないときに行うものとし「保管場所が確保されていると認められないとき」とは、具体的には、 ○　保管場所証明や保管場所に係る届出に係る保管場所としていた場所を、現在は使用していないにもかかわらず、新たな保管場所を確保していない場合 ○　保管場所として確保している場所が、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第１条で定める要件を備えていない場合 などである。	
問い合せ先：保管場所の位置を管轄する警察署交通課又は警察本部交通部 交通規制課駐車対策係	
備　　考：	